

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第6号

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市旅館業法施行条例（平成15年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市旅館業法の施行等に関する条例

第 1条中「定める」の次に「とともに、旅館業の施設とその周辺地域の生活環境との調和を図るため、必要な事項を定める」を加える。

第 4条第13号中「、廊下」を削り、同号を同条第15号とし、同条中第12号を第14号とし、同条第11号中「飲用しても衛生上有害でない」を「飲用に適する」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第10号を第12号とし、第 5号から第 9号までを 2号ずつ繰り下げ、同条第 4号中「収容定員以上の」を「宿泊者の定員に応じた十分な」に改め、「枕カバー」の次に「等宿泊者に直接触れるもの」を加え、同号を同条第 6号とし、同条中第 3号を第 5号とし、第 2号を第 4号とし、第 1号を第 3号とし、同号の前に次の 2号を加える。

- (1) 宿泊しようとする者と面接すること。ただし、市長がこれと同等の効果を有すると認めた場合は、この限りでない。
- (2) 営業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「営業者等」という。）が旅館業の施設に常駐すること。ただし、市長がこれと同等の効果を有すると認めた場合は、この限りでない。

第 6 条各号を次のように改める。

- (1) 玄関帳場を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 玄関帳場は、宿泊者及び宿泊しようとする者（以下「宿泊者等」という。）が通過する場所に位置し、宿泊者等の出入りを直接確認できるものであること。
 - イ 玄関帳場は、十分な広さを有し、宿泊者等と直接面接できる構造であること。
 - ウ 玄関帳場及びその周囲には、宿泊者等の出入りを容易に見通すことができないような囲い等が設けられていないこと。
 - エ 玄関帳場の機能を失わせる附帯設備が設けられていないこと。
- (2) 玄関帳場を設けない場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備が設けられていること。
 - イ 施設の外部の見やすい場所に、営業者等の連絡先等が掲示されていること。
- (3) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 収容定員に応じた十分な広さを有すること。
 - イ 他の客室及び廊下等とは壁等により区画されていること。
 - ウ 宿泊者等が面接又は確認を受けた後でなければ入ることができない構造であること。
- (4) 客室に入浴設備を設ける場合は、浴室その他入浴者が直接利用する場所（以下「浴室等」という。）は、当該客室の外から容易に見通すことができない構造であること。
- (5) 共同浴場を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 浴室等は、男女別に区画して設け、相互に見通すことができない構造

であること。

イ 浴室等は、当該浴場外から容易に見通すことができない構造であること。

(6) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア 適当な防臭設備及び流水式手洗設備を設けること。

イ 便所を付設していない客室を有する場合は、共同便所を設けること。

(7) 施設の形態及び意匠、広告物等の外観は、周囲の環境に調和するものであり、かつ、違和感を与えないものであること。

(8) 施設は、住居その他の用に供する施設と明確に区画されている構造であること。

第 7 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 令第 1 条第 1 項第 2 号に掲げる基準に適合すること。

第 7 条第 2 項中「前条第 2 号から第 7 号まで」を「前条」に改める。

第 8 条中「第 6 条第 6 号ア」を「第 6 条（第 1 号、第 2 号及び第 3 号ウを除く。）」に改める。

第 9 条中「第 6 条第 2 号から第 7 号まで（第 6 号アを除く。）の規定（第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 6 条から前条までの規定」に改め、「市長が」の次に「公衆衛生上及び」を加える。

第10条を第12条とし、第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（苦情等への対応）

第10条 営業者等は、旅館業の施設の周辺地域の住民等からの苦情又は問合せ等については、適切かつ迅速にこれらに対応するよう努めなければならない。

（営業計画の公表）

第11条 法第 3 条第 1 項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、営業計画（当該申請に係る施設の概要、営業の内容その他の市長が定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。）を定め、公表しなければならない。

2 営業計画を公表した者は、旅館業の施設の設置場所の周辺地域の住民等から意見又は要望を受けたときは、適切かつ迅速にこれらに対応するよう努めなければならない。

3 営業計画を公表した者は、法第 3 条第 1 項の許可の申請をする前に、営業

計画を公表した旨及び前項の対応を行った結果を市長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置されようとしている次に掲げる旅館業の施設に係る構造設備の基準については、この条例による改正後の名古屋市旅館業法の施行等に関する条例（以下「新条例」という。）第 6条から第 9条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この条例の施行後に構造設備を変更しようとする場合における当該変更後の構造設備（当該変更部分に限る。）については、この限りでない。
 - (1) 旅館業法（昭和23年法律第 138号）第 3条第 1項に規定する許可を受け、又はその申請をしている施設
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 6条第 1項又は第 6条の 2第 1項の規定による確認の申請がされている施設
 - (3) 前 2号に掲げるもののほか、市長が別に定める手続がされている施設
- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、同項各号に掲げる旅館業の施設のうち、その構造設備が新条例第 6条第 3号イ及びウ並びに第 8号（いずれも新条例第 7条第 2項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものにおいて変更しようとする玄関帳場については、この条例による改正前の名古屋市旅館業法施行条例（以下「旧条例」という。）第 6条第 2号、第 4号及び第 5号（いずれも旧条例第 7条第 2項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。
- 4 附則第 2項各号に掲げる旅館業の施設のうち構造設備が新条例第 6条第 1号、第 2号、第 3号イ及びウ並びに第 8号（いずれも新条例第 7条第 2項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、新条例第 4条第 1号ただし書及び第 2号ただし書の規定は、適用しない。